

### 3 関係人を巻き込む

正当な理由なく、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関<sup>\*</sup>や消費者等の関係人に通知したり、一般に流布すると消費者等に告げて、またはこれらの行為を実行して、消費者等に心理的の圧迫を与えて、債務の履行を迫ること。



### 4 金銭調達の強要

消費者等をあざむいたり、困惑させたり、威圧的、畏怖させるような言動や心理的の圧迫を与えるような言動によって、預金の払い戻しや生命保険の解約、借り入れなどをさせて金銭を調達させ、債務の履行を迫ること。



### 5 契約成立の一方的主張

契約の成立やその内容について消費者等が争っているのに、契約の成立やその内容を一方的に主張して、商品の受領やサービスの利用を迫ったり、債務の履行を迫ること。



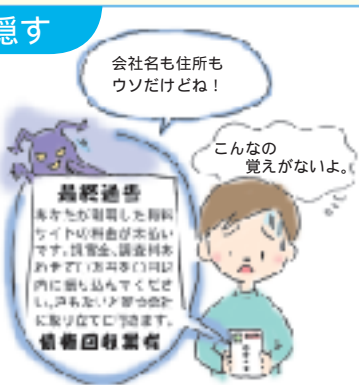
### 6 支払い義務のない者への強要

消費者等の関係人で法律上支払い義務のないもののに、正当な理由なく電話をかけたたり、訪問するなどの不当な手段で、契約に基づく債務の履行への協力を迫ること。



### 7 事業者名等を隠す

事業者の氏名や名称、住所などを明らかにしないで、または偽って、消費者等に対して、債務の履行を迫ること。



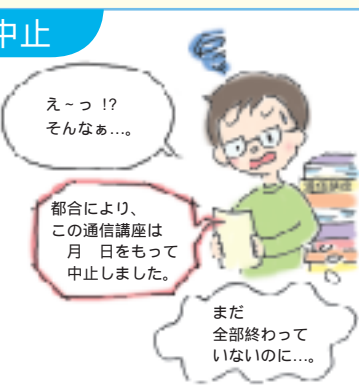
### 8 債務の不履行

履行期限を過ぎているのに、契約に基づく債務の履行をしない、または消費者からの履行催促に対して適切な対応をしないで、債務の全部または一部の履行を不当に拒否したり、遅延させること。



### 9 一方的な履行中止

継続的に商品等を供給する契約を締結した場合に、正当な理由なく取引条件を一方的に変更したり、債務の履行が終了していないのに、消費者へ事前の通知をすることなく履行を中止すること。



<sup>\*</sup> 1 信用情報機関 = 消費者等の支払い能力に関する情報(信用情報)の収集及び事業者に対する信用情報の提供を業とする者

## クーリング・オフ

クーリング・オフとは英語で「頭を冷やす」という意味。消費者が結んだ契約を、一定の期間内ならば無条件で解約できるという、消費者を守る制度です。ただし、店舗へ出向いての契約や通信販売などは対象外です。

### クーリング・オフ通知の書き方

解約理由は不要ですが、書面通知により証拠を残すことが大切です。ハガキを出すときは両面のコピーを残し、簡易書留で出しましょう。

切手	郵便はがき □□□□□□	○県 ○市 ○町 ○番地 ○販売株式会社 御中 右記契約を解除します。 平成○年○月○日 契約者住所 氏名
○県 ○市 ○町 ○番地 ○販売株式会社 御中	・ 契約年月日 ・ 販売店名 ・ 商品名金額	

### クーリング・オフできる主な商法と期間

取引内容	期間
訪問販売 (アポイントメント商法、キャッチセールス、SF商法を含む)	8日
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、結婚相手紹介サービスなど)	
連鎖販売取引 (いわゆるマルチ商法)	20日
業務提供誘引販売取引 (いわゆる内職・モニター商法)	

契約書を取り交わした日を含みます。期間が過ぎていてもあきらめないで! 困ったときは相談窓口へ!